# 温室効果ガス排出量 報告書

## 対象期間

2025年3月期(2024年4月1日~2025年3月31日)

## 対象範囲

東京エレクトロン デバイス株式会社及び国内外連結子会社

国内:東京エレクトロン デバイス株式会社、東京エレクトロン デバイス長崎株式会社、株式会社ファースト (株式会社ファーストは、2025年1月1日付で東京エレクトロン デバイス株式会社に吸収合併)

海外: TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. DALIAN BRANCH、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. SHENZHEN BRANCH、TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.、TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED、TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.

# 温室効果ガス排出量

単位:t-CO2e

		2025.3
スコープ 1		_
排出量*1		
スコープ 2	マーケット基準	974
排出量※2	ロケーション基準	1,650
スコープ 3 排出量	カテゴリ1 購入した商品・サービス	734,332
	カテゴリ2 資本財	5,912
	カテゴリ3 Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	282
	カテゴリ4 輸送、配送(上流)	15,722
	カテゴリ5 事業から出る廃棄物	121
	カテゴリ6 出張	1,260
	カテゴリ7 雇用者の通勤	430
	カテゴリ8 リース資産(上流)	73
	カテゴリ 11 販売した製品の使用	129,006
	カテゴリ 12 販売した製品の廃棄	14
スコープ 3		887,152
排出量合計		
スコープ 1-3	(スコープ2はマーケット基準)	888,126
排出量合計		

<sup>※1</sup> スコープ 1 (自社グループが所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガスの排出)の該当はありません。

<sup>※2</sup> 購入した電力を算定対象としています。

## 算定方法

◆ スコープ2

温室効果ガス排出量=Σ(購入電力量×CO<sub>2</sub>排出係数)

### ◆ スコープ3

温室効果ガス排出量=Σ (活動量×CO<sub>2</sub>排出係数)

カテゴリ	活動量	CO₂排出係数
1	販売を目的に購入した製品の金額	1)
2	購入した資本財の金額	1)
3	購入した燃料の量及び電力の使用量	1)
4	製品の入荷及び出荷に関わる費用	1)
5	自社の事業活動により発生した産業廃棄物及び一般廃棄物の量	1)
6	移動手段別の出張費及び交通費	1
7	移動手段別の通勤費	1)
8	リース車両を使用するために購入した燃料の量	1
11	販売した製品のうちコンピュータシステム関連ハードウエア製品及び自社	2
	製品を対象として、想定した将来的に発生する消費電力量	
12	販売した製品(半導体を含む全てのハードウエア)および包装材の重量	1

# 算定に利用した CO2 排出係数(排出原単位)

◆ スコープ2(マーケット基準)

国内:電気事業者別排出係数(令和7年度提出用) (電気事業者の基礎排出係数を使用)

海外: IGES Ver11.6 または eGRID の国や地域の排出係数

◆ スコープ2(ロケーション基準)

国内:電気事業者別排出係数(令和7年度提出用) (全国平均係数を使用)

海外: IEA2024

### ◆ スコープ3

①サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース(Ver.3.4)

②電気事業者別排出係数(令和7年度提出用) (全国平均係数を使用)

以上



# 独立した第三者保証報告書

2025年9月9日

東京エレクトロン デバイス株式会社 代表取締役社長兼 CEO 徳重 敦之 殿

> アスエネヴェリタス株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目10番5号 代表取締役CEO 小林 真之

アスエネヴェリタス株式会社(以下「当社」という。) は、東京エレクトロン デバイス株式会社(以下「会社」という。) が作成したウェブサイトの「温室効果ガス排出量 報告書」に記載されている2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)を対象とした以下の表に示す情報(以下「サステナビリティ情報」という。)について、限定的保証業務を実施した。

情報	数値(単位)
温室効果ガス排出量 Scope 1(直接排出)	- (t-CO <sub>2</sub> e)
温室効果ガス排出量 Scope 2(間接排出) マーケット基準	974 (t-CO <sub>2</sub> e)
温室効果ガス排出量 Scope 2(間接排出) ロケーション基準	1,650 (t-CO <sub>2</sub> e)
温室効果ガス排出量 Scope 3(その他の間接排出)のうち、以下のカテゴリー	
カテゴリー1 : 購入した製品・サービス	734, 332 (t-CO <sub>2</sub> e)
カテゴリー2 : 資本財	5,912 (t-CO <sub>2</sub> e)
カテゴリー3 : Scopel, 2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	282 (t-CO <sub>2</sub> e)
カテゴリー4:輸送、配送(上流)	15,722 (t-CO <sub>2</sub> e)
カテゴリー5 : 事業から出る廃棄物	121 (t-CO <sub>2</sub> e)
カテゴリー6 : 出張	1,260 (t-CO <sub>2</sub> e)
カテゴリー7 : 雇用者の通勤	430 (t-CO <sub>2</sub> e)
カテゴリー8 : リース資産(上流)	73 (t-CO <sub>2</sub> e)
カテゴリー11:販売した製品の使用	129,006 (t-CO <sub>2</sub> e)
カテゴリー12:販売した製品の廃棄	14 (t-CO <sub>2</sub> e)

### 会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠してサステナビリティ情報を作成する責任を負っている。この責任は、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のないサステナビリティ情報を作成するために必要な内部統制のデザイン、適用及び維持を含んでいる。

また、温室効果ガス排出量の算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

#### 当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文

書化した方針と手続を含む、包括的な品質マネジメントシステムを維持している。

### 当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、サステナビリティ情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の「国際保証業務基準3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び「国際保証業務基準3410 温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- ・会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には 見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
- ・データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、責任者へ の質問、証憑及び関連文書の閲覧を含む手続により、事業所の調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

### 限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、サステナビリティ情報が、会社が採用した算定及 び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められな かった。

以上